

会社法施行規則の改正に関する閣内令（昭和四十八年大蔵省令第55号）

改正後	改正前
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (29) (略) (30) 業績等の概要 a・b (略) c 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目（収益に関する項目等。dにおいて同じ。）と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。dにおいて同じ。）を記載すること。ただし、<u>連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により連結財務諸表を作成した提出会社（dにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。</u></p> <p>d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下このdにおいて同じ。）を（60）のaに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。 また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、提出会社が米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。</p> <p>(31) ~ (87) (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (29) (略) (30) 業績等の概要 a・b (略) c 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目（収益に関する項目等。dにおいて同じ。）と連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。dにおいて同じ。）を記載すること。ただし、<u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号。以下この(30)において「改政府令」という。）第1条の規定による改正前の連結財務諸表規則第93条の規定若しくは改政府令附則第2条第2項若しくは第3項の規定又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定若しくは改政府令第10条の規定による改正前の同項の規定により連結財務諸表を作成した提出会社（dにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。</u></p> <p>d 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。以下このdにおいて同じ。）を（60）のaに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。 また、指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を記載すること。ただし、提出会社が米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。</p> <p>(31) ~ (87) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) 事業の内容 a (略) b (18) gの規定により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項(当該差異の概算額等)を記載すること。ただし、<u>四半期連結財務諸表規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条又は四半期連結財務諸表規則附則第4条第1項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により四半期連結財務諸表を作成した提出会社が指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。</u></p> <p>c 提出会社が第1四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合(bの場合に限る。)には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。)を第二号様式記載上の注意(60) aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。</p> <p>(7)～(17) (略) (18) 経理の状況 a～f (略) g 特定会社が連結財務諸表規則(第七章及び第八章を除く。)により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(19)から(24)までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。</p> <p>(19)～(36) (略)</p>	<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(5) (略) (6) 事業の内容 a (略) b (18) gの規定により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項(当該差異の概算額等)を記載すること。ただし、<u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第73号。以下この(6)において「改正府令」という。)</u>第5条の規定による改正前の<u>四半期連結財務諸表規則第93条若しくは附則第4条の規定又は改正府令附則第6条第2項若しくは第3項の規定により四半期連結財務諸表を作成した提出会社が指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。</u></p> <p>c 提出会社が第1四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合(bの場合に限る。)には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(連結財務諸表規則(第七章を除く。)により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。)を第二号様式記載上の注意(60) aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。</p> <p>(7)～(17) (略) (18) 経理の状況 a～f (略) g 特定会社が連結財務諸表規則(第七章を除く。)により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において(19)から(24)までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。</p> <p>(19)～(36) (略)</p>